

## ＜新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 生活福祉資金貸付制度について＞

◎本貸付制度は令和 2 年 3 月 25 日 (水) より受付を開始します

大阪府社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、一時的な生活資金にお困りの方に向けた緊急小口資金及び総合支援資金(生活支援費)の特例貸付を実施します。

本制度は返済の必要がある貸付であり、給付ではございませんのでご注意ください。

お住まいの各区社会福祉協議会へお問い合わせください。

＜大阪府社会福祉協議会ホームページ＞

<http://www.osakafusyakyō.or.jp/sikinbu/20200325.html>

※現在、多数の相談を受け付けております。

事前にお電話でご予約をとっていただき、ご来所ください。

また、来所された際にお待たせすることもございます。あらかじめ、ご了承ください。